

9月定例会で可決された意見書

キャンプ座間への米陸軍第一軍団司令部等移転に伴う基地強化・恒久化に反対する意見書

世界規模での米軍再編の動きの中、在日米軍の再編についても日米両国政府で協議が行われているが、今もってその内容は明らかにされない状況である。既に本市では、国に対しキャンプ座間への米陸軍第一軍団司令部等の移転構想については、基地機能の強化、基地の恒久化につながるものとして反対の意向を示しているが、あたかも移転構想が確定したかのごとく頻りに報道されている。このことは、特に厚木基地を抱え、その返還を従来から強く求めている本市にとっても重大な問題であり、危機感を抱かざるを得ないところである。

よって、国においては、的確な情報提供を早急に行うとともに、決して米陸軍第一軍団司令部等がキャンプ座間へ移転することがないよう重ねて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月27日

綾瀬市議会議長 近藤 秀二

内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 外務大臣 防衛庁長官 あて

綾瀬警察署の設置を求める意見書

本市は、都市化への急速な進展の中で、現在8万3千余の人口を抱え、市の中心核づくりを目指したタウンセンター計画完了時には、約1万1千人の人口増を想定しているもので、近い将来、10万都市になることが予想される。

本市を管轄する大和警察署管内の人口は、既に30万人を超え、警察署一署あたりが受け持つ住民の数も他の警察署に比べ非常に多く、また、基地が所在する市でありながら警察署が存在しないことは、全国的にも極めて稀である。

さらに、最近の交通事故や犯罪の著しい増加の不安から、本市域内への警察署の設置に対する市民の願いは、以前にも増して大きくなってきている。

よって、県においては、市民の安全で安心な暮らしのため、早期に綾瀬警察署を設置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月27日

綾瀬市議会議長 近藤 秀二

神奈川県知事 神奈川県警察本部長 あて

議員の年賀状等の禁止

議員は、公職選挙法により市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されています。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



12月定例会をあなたも傍聴してみませんか

- 傍聴の際、希望の方には議案資料を貸し出しいたします。なお、資料は10部限りです。窓口での申し込み順となります。
- 開会時間は午前9時です。ただし、最終日は午前9時30分になります。
- 日程や時間は状況により変更することがあるため議会事務局にお問い合わせください。

議会事務局

☎0467-70-5644

E-mail: su3110@city.ayase.kanagawa.jp

12月定例会の審議日程（予定）

1日(木)	本会議（議案審議）
6日(火)	教育福祉常任委員会
7日(水)	経済建設常任委員会
8日(木)	総務常任委員会
9日(金)	基地対策特別委員会
14日(水)	本会議（一般質問）
15日(木)	本会議（一般質問）
19日(月)	本会議（採決）

教育福祉	委員	44	付託	陳情の審査結果
	番号			
45	「障害者自立支援法」案に関する陳情	17・9・8	承取り下り	審査結果
度拡充を求める陳情書	国・県に私学助成制度の充実を求める意見書の採択と綾瀬市の私学助成制度	17・9・8	趣旨不承	審査結果

市内への企業誘致など法人市民税増収に向けた施策は

あやせ市政クラブ 石井 茂

問 市の税収構造が数年来変化し始めており、個人市民税は落ち込みを続け、法人市民税は大きな伸び率を示している。市の歳入の大部分は国からの交付金や市税が占めているが、交付金の交付額は国が決定し、市税も国の税法によって規定されている。市では、将来人口十万人を目

指し大規模開発を行ってきたが、同時並行的に少子高齢化も進行し、納税義務者の増加は望みにくい。従って、市の政策として新たな市民負担を避け、歳入の増を図るためには、法人市民税の増収策を考えるべきであり、市内企業の活性化とともに企業誘致が必要と思うが、市の施策は、
答 企業にとつての新規立地や移入のしやすさ、また、製造や物流面での製造部品調達や製品搬送などの動きやすさを考えると、ハード・ソフト両面にわたる企業立地施策が必要と考える。ハード面では、幹線道路網の整備等の都市基盤整備が挙げられ、ソフト面では、税の優遇施策等が考えられる。多くの企業が入り、積極的な設備投資等がされ、結果、法人市民税の増収につながれば、昨今の歳入状況からは好ましいことであり、整備などの施策については、生活環境面などを考慮しながら法人市民税の更なる増に向け、研究や推進をしていきたい。

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、どなたでも身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願又は陳情といいます。

◆提出には、次のことに注意してください

- 書式は《例》を参考にして日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- 請願には、1名以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。
- 請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- 請願（陳情）は、必ず持参により定例会初日前3日（土日、祝祭日を除く。）までに提出願います。なお、郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- 請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめ御了承ください。
- 詳細及び御不明な点は、議会事務局までお問い合わせください。

《例》

〇〇〇に関する請願（陳情）

平成 年 月 日

綾瀬市議会議長 殿

紹介議員
(署名又は記名押印)

請願(陳情)者
住所 〇〇〇〇 印
氏名 〇〇〇〇 印

趣旨
理由